

国内クレジット認証委員会御中

実績確認概要書

平成 21 年 12 月 24 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

1. 排出削減事業計画の概要

| | |
|--------------|--|
| 排出削減事業名 | 複数手法活用による事務所ビル省エネ事業 |
| 承認番号 | JCDM-PJ0018 |
| 排出削減事業者名 | 株式会社久米電装 |
| 排出削減共同実施事業者名 | 株式会社三井住友銀行 (その他関連事業者名：ヤマ工業株式会社) |
| 事業実施場所 | 株式会社久米電装 (沖縄県那覇市久米二丁目 16 番 25 号) |
| 事業の概要 | 株式会社久米電装の事務所ビルにおける空調機の高効率化、及び照明安定器のインバータ化という複数の方法によってビル全体の省エネを図るものである。 ① 1 階、4 階の空調機及び 2 階、3 階の空冷チラーを高効率パッケージエアコンに更新しエネルギー効率を改善することでエネルギー消費量を削減する。 ② 1 階～4 階の蛍光灯用安定機をインバータ安定器に更新しエネルギー効率を改善することでエネルギー消費量を削減する。 |
| 排出削減量の計画 | 19 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 76 tCO ₂) |
| 国内クレジット認証期間 | 開始日 2009 年 4 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日 |
| 排出削減方法論 | 方法論番号 004 空調設備の更新 方法論番号 006 照明設備の更新 |

2. 本実績確認の対象期間

2009年4月1日～2009年10月31日（第1回目実績報告）

3. 実績確認結果

本実績報告期間における排出削減量は、承認排出削減事業計画に従ってモニタリングされた結果に基づき算定されており適正である。

| | |
|-------|---|
| 排出削減量 | 19 tCO ₂ （2009年4月1日～2009年10月31日） |
|-------|---|

4. 実施した実績確認手続きの概要

以下の実績確認手続きにより、報告された排出削減量に重大な誤りがないことを確認している。

| 要件 | 実績確認手続き |
|--|--|
| 排出削減量が承認排出削減事業計画に従って当該計画を実施した結果生じていること | 排出削減量は、承認排出削減事業計画に従って当該計画を実施した結果生じていることを確認した。 1) 承認済み排出削減事業計画に従い、高効率空調設備及び高効率照明設備（蛍光灯安定器）が導入されていること、及び本実績報告期間において導入設備が稼働していることを、本実績報告期間におけるエネルギー使用実績、設備の稼働時間記録等により確認した。 2) 事業開始日が承認排出削減事業計画通りであることを、事業者への質問やエネルギー使用実績データ、設備稼働時間記録により確認した。 3) その他、本事業に承認排出削減事業計画から重要な変更がないことを確認した。 |
| 排出削減量が承認排出削減方法論及び承認排出削減事業計画に従って算定されていること | 排出削減量が承認排出削減方法論及び承認排出削減事業計画に従って算定されていることを確認した。 1) モニタリング方法の確認 モニタリング方法については、承認済み事業計画に従って、BOSSセンター及び空調設備運転時間記録等による空調設備電力使用量、空調設備稼働時間及び照明設備点灯時間の実測が実施されていることを確認した。 2) 活動量の正確性 空調設備エネルギー使用量の計測値、空調設備稼働時間及び照明設備の点灯時間の記録・保存については、報告期間 |

| | |
|-------------------------------------|---|
| | <p>中に亙り、記録責任者の管理の元、日次データ及び月次データが記録・保存されており、本データが正確に集計されていることを、事業者への質問、記録書類と集計データの突合等により確認した。</p> <p>3) 単位発熱量、排出係数等の係数の確認 排出削減量の算定式及び使用されている排出係数等が方法論及び承認排出削減事業計画に従っており、算定結果が正確であることを確認した。</p> <p>4) その他 その他、排出削減量の算定において重大な変更はなされていないことを確認した。</p> |
| <p>算定期間が 2013 年 3 月 31 日を超えないこと</p> | <p>算定期間は 2009 年 10 月 31 日までであり、2013 年 3 月 31 日を超えない。</p> |

5. 特記事項

- 確認した排出削減量(クレジット量)に相当する省エネ量について、原油換算で 14.8 kl であることを確認した。
- フロン回収破壊法が規定している回収フロン破壊証明書、第一種フロン類回収業者登録証、及びマニフェスト伝票等の書類を確認することにより、同法における第一種フロン類回収業者である株式会社カイ総合設備がフロン類の適法な回収義務を履行していることを確認している。
- 本排出削減事業者である株式会社久米電装グループは、省エネ電気・機械設備工事等も含んだ建物設備管理業務を事業内容とする、沖縄では数少ない ESCO サービス提供者である。本事業に取り組んだ目的の一つとして、自らが排出削減事業者となって沖縄初の国内クレジット事業を実施し知見を蓄積することがあったことを事業者に確認した。本排出削減事業を契機とし、今後、その他関連事業者(ヤシマ工業株式会社)と共に沖縄における同社の顧客サービスにおける付加価値として国内クレジット制度の活用を提案していきたいとの意向である。

以上